

大田原市告示第28号

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権消除したので、次のとおり同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月13日

大田原市長 相馬 憲一

1. 消除した者の氏名、生年月日、性別、住所

氏名	生年月日	性別	住所
渡部 幸祐	昭和 63 年 6 月 28 日	男	大田原市浅香2丁目3574番地234